

<p>第8回において議論された制度 (これまでに提案・言及されてきた制度)</p>	<p>第8回で提案された制度、論点等 (第8回での議論は資料2)</p>
<p>I 事業者の財産を特定して保全する方法</p>	
<p>【既存の制度】 民事保全手続</p> <p>【新しい制度】</p> <p>1 行政による保全命令申立制度の導入 (民事上の責任追及を容易にするためのもの)</p> <p>2 行政による被害金額返還命令制度の導入 (行政が被害者・被害金額を特定の上、返還を命令)</p> <p>3 行政の申立てによる裁判所の差止命令、被害回復命令制度の導入(米国におけるinjunction、disgorgementのようなもの)</p>	<p>私人による民事保全を支援するために、行政が情報、資金を提供する制度について検討(資料3)</p> <p>(既存制度を前提とした場合の問題をどのように考えるか) (本案への附随性や行政の役割等との関係をどのように考えるか)</p> <p>(民事上の返還義務との関係等をどのように考えるか) 原状回復命令制度、財産の保全・凍結命令等、行政が被害額等を特定しない制度について検討(資料3)</p> <p>(手続保障や既判力の問題をどのように考えるか)</p>
<p>II 事業者の財産を特定せず、包括的に保全する方法</p>	
<p>【既存の制度】</p> <p>1 破産手続</p> <p>2 会社解散命令及び管理命令</p> <p>【新しい制度】</p> <p>消費者庁による破産手続開始申立制度の導入</p>	<p>会社解散命令の発動の可能性とそのための方策について検討(資料2)</p> <p>各論点について引き続き検討(資料2、20頁)</p>
<p>III その他</p>	
<p>1 行政による賦課金の徴収等が困難になる場合に、財産を特定して保全する方法 (⇒行政による経済的不利益賦課制度の検討とあわせて検討)</p> <p>2 私法上の契約の効果として取引を停止する方法(⇒振り込め詐欺救済法の活用(犯罪利用預金口座の凍結のための金融機関への情報提供))</p>	